

改 正 後	現 行
Ⅱ 共済事業監督上の評価項目 Ⅱ－４ 業務の適切性 Ⅱ－４－５ 苦情等への対処（金融ＡＤＲ制度への対応も含む。） Ⅱ－４－５－２ 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立 Ⅱ－４－５－２－２ 主な着眼点 組合が、苦情等対処に関する内部管理態勢を整備するに当たり、業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。 （１）・（２）（略） （３）苦情等対処の実施態勢 ①～⑤ （略） ⑥ 苦情等対処に当たっては、個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第6号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第7号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第8号）及び同ガイドライン（<u>仮名加工情報・匿名加工情報</u>編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第9号）（以下「保護法ガイドライン」と総称する。）に沿った適切な取扱いを確保するための態勢を整備しているか（Ⅱ－４－７参照）。 ⑦・⑧ （略） （４）～（６）（略） Ⅲ 組合の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－２ 農協法等に係る事務処理 Ⅲ－２－１ 子会社等 （略） Ⅲ－２－１－１ 子会社等の業務の範囲 子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。	Ⅱ 共済事業監督上の評価項目 Ⅱ－４ 業務の適切性 Ⅱ－４－５ 苦情等への対処（金融ＡＤＲ制度への対応も含む。） Ⅱ－４－５－２ 苦情等対処に関する内部管理態勢の確立 Ⅱ－４－５－２－２ 主な着眼点 組合が、苦情等対処に関する内部管理態勢を整備するに当たり、業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。 （１）・（２）（略） （３）苦情等対処の実施態勢 ①～⑤ （略） ⑥ 苦情等対処に当たっては、個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第6号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第7号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第8号）及び同ガイドライン（匿名加工情報編）（平成28年11月30日個人情報保護委員会告示第9号）（以下「保護法ガイドライン」と総称する。）に沿った適切な取扱いを確保するための態勢を整備しているか（Ⅱ－４－７参照）。 ⑦・⑧ （略） （４）～（６）（略） Ⅲ 組合の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－２ 農協法等に係る事務処理 Ⅲ－２－１ 子会社等 （略） Ⅲ－２－１－１ 子会社等の業務の範囲 子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。

(1) 組合の子会社が営む従属業務（農協法第11条の64第1項第1号又は第11条の68第1項第3号イに規定する従属業務をいう。）については、Ⅱ－4－1等に沿って適切な対応を行っているか。

(注) 従属業務を営む組合の子法人等又は関連法人等についても、告示第30条又は第35条に定める基準を満たす必要があることに留意する。なお、この場合において、「収入の額」は、告示と同様であることに留意する。

(2) ・ (3) (略)

Ⅲ－2－1－2 他の事業者の貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の 売買の 代理・媒介会社の取扱い

他の事業者の貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介会社については、以下の点に留意した取扱いとなっているか。

(1) (略)

(2) 当該会社の業務遂行に当たって、告示第30条又は第35条に定める基準を満たしているか。

Ⅲ－2－8 説明書類の作成・縦覧等

Ⅲ－2－8－2 農協法に基づく債権の額の開示

(1) 農協法に基づく債権の開示区分

規則第204条第1項第2号へ(2)に定める基準に従い、以下のとおり区分する。ただし、その際には、以下に掲げる基準を機械的・画一的に適用するのではなく、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸付条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案した上で、区分することが適当である。特に債務者が中小企業である場合は、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力及び成長性、代表者等の役員に

(1) 組合の子会社が営む従属業務（農協法第11条の64第1項第1号又は第11条の68第1項第3号イに規定する従属業務をいう。）については、Ⅱ－4－1等に沿って適切な対応を行っているか。

(注) 従属業務を営む組合の子法人等又は関連法人等についても、告示第31条又は第36条に定める基準を満たす必要があることに留意する。なお、この場合において、「収入の額」は、告示と同様であることに留意する。

(2) ・ (3) (略)

Ⅲ－2－1－2 他の事業者の貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の 売買の 代理・媒介会社の取扱い

他の事業者の貸出金等に係る担保財産（不動産を除く。）の売買の代理・媒介会社については、以下の点に留意した取扱いとなっているか。

(1) (略)

(2) 当該会社の業務遂行に当たって、告示第31条又は第36条に定める基準を満たしているか。

Ⅲ－2－8 説明書類の作成・縦覧等

Ⅲ－2－8－2 農協法に基づく債権の額の開示

(1) 農協法に基づく債権の開示区分

規則第204条第1項第2号へ(2)に定める基準に従い、以下のとおり区分する。ただし、その際には、以下に掲げる基準を機械的・画一的に適用するのではなく、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸付条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案した上で、区分することが適当である。特に債務者が中小企業である場合は、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力及び成長性、代表者等の役員に

対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況及び資産内容、保証状況及び保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて区分することが適当である。

①・② （略）

③ 三月以上延滞債権、貸付条件緩和債権

三月以上延滞債権とは、「元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金」をいう。また、貸付条件緩和債権とは、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金」をいう。

ア （略）

イ 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、利息支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸付金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸付実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸付金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合には、当該貸付金は貸付条件緩和債権には該当しないことに留意する。

特に実現可能性の高い（注1）抜本的な（注2）経営再建計画（注3）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注4）には、当該経営再建計画に基づく貸付金は貸付条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。

また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が中小企業であって、かつ、貸付条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき（注5）には、当該債務者に対する貸付金は当該貸付条件の変更を行った日から最長1年間は貸付条件緩和債

対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況及び資産内容、保証状況及び保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて区分することが適当である。

①・② （略）

③ 三月以上延滞債権、貸付条件緩和債権

三月以上延滞債権とは、「元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金」をいう。また、貸付条件緩和債権とは、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金」をいう。

ア （略）

イ 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利減免、利息支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸付金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸付実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸付金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合には、当該貸付金は貸付条件緩和債権には該当しないことに留意する。

特に実現可能性の高い（注1）抜本的な（注2）経営再建計画（注3）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注4）には、当該経営再建計画に基づく貸付金は貸付条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。

また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が中小企業であって、かつ、貸付条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき（注5）には、当該債務者に対する貸付金は当該貸付条件の変更を行った日から最長1年間は貸付条件緩和債

権には該当しないものと判断して差し支えない。

(注1)・(注2) (略)

(注3) 中小企業活性化協議会又は株式会社整理回収機構が策定支援した再生計画、中小企業の事業再生等に関するガイドライン第三部に定める再生型私的整理手続により策定した再生計画(小規模事業者の債務免除等を含まない計画であって同ガイドライン第三部4.(4)②ロ及びハのみを満たす計画を除く)、産業復興相談センターが債権買取支援業務において策定支援した事業計画、事業再生ADR手続(特定認証紛争解決手続(産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第22項)をいう。)に従って決議された事業再生計画、株式会社地域経済活性化支援機構が買取決定等(株式会社地域経済活性化支援機構法第31条第1項)した事業者の事業再生計画(同法第25条第2項)、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成23年法律第113号)第25条第1項)した事業者の事業再生計画(同法第19条第2項第1号)及び円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律(令和7年法律第67号)第28条第1項又は第29条に基づき効力が生じる権利変更決議に係る早期事業再生計画)については、当該計画が(注1)及び(注2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。

(注4)・(注5) (略)

ウ (略)

④ (略)

(2) (略)

権には該当しないものと判断して差し支えない。

(注1)・(注2) (略)

(注3) 中小企業再生支援協議会(産業復興相談センターを含む。)又は株式会社整理回収機構が策定支援した再生計画、産業復興相談センターが債権買取支援業務において策定支援した事業計画、事業再生ADR手続(特定認証紛争解決手続(産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第16項)をいう。)に従って決議された事業再生計画、株式会社地域経済活性化支援機構が買取決定等(株式会社地域経済活性化支援機構法第31条第1項)した事業者の事業再生計画(同法第25条第2項)及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第25条第1項)した事業者の事業再生計画(同法第19条第2項第1号)については、当該計画が(注1)及び(注2)の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。

(注4)・(注5) (略)

ウ (略)

④ (略)

(2) (略)

（施行日）

本通知は、公布の日から施行する。ただし、「Ⅲ－２－１ 子会社等」の改正規定は、令和９年４月１日から施行し、「Ⅲ－２－８ 説明書類の作成・縦覧等」の改正規定（「及び」を「、」に改め、「及び円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和７年法律第 67 号）第 28 条第 1 項又は第 29 条に基づき効力が生じる権利変更決議に係る早期事業再生計画」を加える部分に限る。）は、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の施行の日（令和 8 年 12 月 11 日）から施行する。